

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 第三期中期計画 新旧対照表

変更後（令和4年7月26日から適用）			変更前（令和2年3月26日制定、令和4年3月29日変更）																																								
(略)			(略)																																								
第9 料金に関する事項			第9 料金に関する事項																																								
1 診療料等			1 診療料等																																								
(略)			(略)																																								
(1) 診療を受ける者の疾病又は負傷につき国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定又は同法第56条第1項に規定する法令により医療に関する給付等が行われる場合			(1) 診療を受ける者の疾病又は負傷につき国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定又は同法第56条第1項に規定する法令により医療に関する給付等が行われる場合																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">に 評 係 価 る 療 保 養 険 及 外 び 負 選 担 定 療 養</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>非紹介患者の初診</td> <td>1件につき <u>7,000</u> 円を超えない範囲内で理事長が定める額</td> </tr> <tr> <td>紹介済患者の再診</td> <td>1件につき <u>3,000</u> 円を超えない範囲内で理事長が定める額</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			種別		金額	(略)	(略)	(略)	に 評 係 価 る 療 保 養 険 及 外 び 負 選 担 定 療 養	(略)	(略)	非紹介患者の初診	1件につき <u>7,000</u> 円を超えない範囲内で理事長が定める額	紹介済患者の再診	1件につき <u>3,000</u> 円を超えない範囲内で理事長が定める額	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">に 評 係 価 る 療 保 養 険 及 外 び 負 選 担 定 療 養</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>非紹介患者の初診</td> <td>1件につき <u>5,000</u> 円を超えない範囲内で理事長が定める額</td> </tr> <tr> <td>紹介済患者の再診</td> <td>1件につき <u>2,500</u> 円を超えない範囲内で理事長が定める額</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			種別		金額	(略)	(略)	(略)	に 評 係 価 る 療 保 養 険 及 外 び 負 選 担 定 療 養	(略)	(略)	非紹介患者の初診	1件につき <u>5,000</u> 円を超えない範囲内で理事長が定める額	紹介済患者の再診	1件につき <u>2,500</u> 円を超えない範囲内で理事長が定める額	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
種別		金額																																									
(略)	(略)	(略)																																									
に 評 係 価 る 療 保 養 険 及 外 び 負 選 担 定 療 養	(略)	(略)																																									
	非紹介患者の初診	1件につき <u>7,000</u> 円を超えない範囲内で理事長が定める額																																									
	紹介済患者の再診	1件につき <u>3,000</u> 円を超えない範囲内で理事長が定める額																																									
(略)	(略)	(略)																																									
(略)	(略)	(略)																																									
種別		金額																																									
(略)	(略)	(略)																																									
に 評 係 価 る 療 保 養 険 及 外 び 負 選 担 定 療 養	(略)	(略)																																									
	非紹介患者の初診	1件につき <u>5,000</u> 円を超えない範囲内で理事長が定める額																																									
	紹介済患者の再診	1件につき <u>2,500</u> 円を超えない範囲内で理事長が定める額																																									
(略)	(略)	(略)																																									
(略)	(略)	(略)																																									
(略)			(略)																																								

1 変更の理由・内容

令和4年度診療報酬改定において、令和4年厚生労働省令第31号「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部を改正する省令」及び令和4年厚生労働省告示第52号「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準等の一部を改正する告示」により、「紹介状なしに受診した患者の初診時」及び「他の医療機関へ紹介した患者の再診時」に支払いを受けることとなっている選定療養費の額が改正されたことから、計画を変更する。

2 変更期日

令和4年7月26日